

障害者総合計画（案）の概要

■ 計画の背景等

策定目的	障害児・者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の基盤整備を総合的かつ計画的に推進するため。
計画期間	令和3年度から令和5年度までの3か年
根拠法令	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため法律第88条第1項，児童福祉法第33条の20第1項
計画の特徴	国が示す基本指針に基づき，各法に基づく障害福祉サービス等について，令和5年度までの見込み量と提供体制の確保のための方策及び成果目標を記載
対象	障害児・者及びその家族

■ 計画の体系

計画の位置づけ	<p>平成30年3月に「障害者計画」，「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を一体として策定した「調布市障害者総合計画」のうち，「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」に係る部分について改訂を行うもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者計画（障害者基本法第11条第3項） 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画（計画期間：6年） ○ 障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項） 市の障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年） ○ 障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項） 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）
基本目標・基本的考え方等	<p>障害者施策推進の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一人ひとりのニーズに応じた生涯にわたる切れ目のない支援 2 障害による差別や排除のない共生社会の実現 3 市民全体への関心の広がりや協働による取組 4 総合的・包括的な視点からの施策展開
重点施策	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> ・調布市福祉人材育成センターでの資格者養成研修による提供体制の整備 ・相談支援事業者とヘルパー事業所の連携推進

重点施策	<p>2 日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所開設費補助・運営費補助の継続 ・「デイセンターまなびや」に続く重症心身障害者通所施設の整備検討 ・重度知的障害者の新たな受け入れ先の整備検討 <p>3 居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの開設及び運営に係る支援 ・体験型グループホームの拡充 <p>4 相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の提供体制拡充や新規参入の促進 ・相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」を通じての相談支援の質の向上 <p>5 児童通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所開設費補助・運営費補助の継続 ・重症心身障害児，医療的ケア児等の通所施設確保 ・子ども発達センターにおける「居宅訪問型児童発達支援」事業の実施 <p>6 地域生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害理解・障害者差別解消法の普及促進 ・手話通訳者の育成 ・派遣ガイドヘルパーの育成・事業所拡充 ・日中一時支援（余暇・延長支援）の拡充 <p>7 成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・障害児支援の提供体制の整備等 ・相談支援体制の充実・強化等 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
その他の計画の特性	<p>計画策定にあたって、「調布市障害者総合計画策定委員会」での議論に加え、「市民福祉ニーズ調査」を実施したほか、「調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申」及び「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申」を受け、障害のある方の地域生活における実態とニーズを把握</p>
計画の進行管理	<p>調布市障害者地域自立支援協議会において、計画の進行管理や推進等を行う。</p>